平成２２年（フ）第１５号
愛媛県大洲市徳森2321番地88　ＣＯＵＲＴ　ＩＮ雅103号
債務者　中村　寅彰
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３５１号
横浜市港北区新吉田東１丁目44番10―302号
債務者　松田　賢巳
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７５号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目17番地の11　湘南住宅Ａ107
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１６号
横浜市泉区緑園５丁目16番地10　緑園ハイツ101
債務者　遠山さつき（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６０号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目８番31号　マ・メゾン201
債務者　片岡　修正
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２号
愛知県知立市山屋敷町板張34番地１　ソシアルＦＧ105号
債務者　頭島　和善
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第３号
北海道天塩郡豊富町字豊富大通７丁目
債務者　藤原　富美
1　主文　当裁判所が平成22年２月３日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中破産者の住所について「北海道天塩郡豊富町大通７丁目」とあるのを、「北海道天塩郡豊富町字豊富大通７丁目」と更正する。
2　決定年月日　平成22年４月６日
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１９４４５号
東京都墨田区緑４丁目24―20―303
破産者　松井　憲司
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１９号
京都府向日市物集女町五ノ坪17番地
破産者　株式会社西田電設
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９１号
京都市右京区京北周山町百ノ角７番地の７
破産者　有限会社ひらもと建装
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８９号
愛知県一宮市大志２丁目５番13号
破産者　水谷　浩一
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１１３号
京都府亀岡市篠町見晴５丁目９番16号
破産者　内職の宝田こと　寶田　憲二
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲションナイ89番地
破産者　斉藤　利光
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７０号
北海道旭川市４条通22丁目118番地の20　フォースパレス103号室
破産者　高橋　　収
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４６号
秋田県仙北市角館町西野川原25番地１
破産者　布谷　春彦（旧姓清水）
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第３３９号
山形県尾花沢市大字尾花沢1613番地１
破産者　牧野　信幸
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４８９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目359番地４　ヒルズ峰岡203号
破産者　高橋美奈子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部